

ID: 3019

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	要件に該当する事業であることについての認定
法令名称 根拠条項	租税特別措置法施行令 第25条の4第2項
法令番号	昭和32年政令第43号
【根拠条文】 (既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例) 第25条の4 2 法第37条の5第1項の表の第1号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第2条第16号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事(当該事業が都市再生特別措置法第25条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第99条に規定する認定誘導事業計画に係る同条に規定する誘導施設等整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第17項及び第18項において同じ。)が認定をしたものとする。 (1) その事業が法第37条の5第1項の表の第1号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるもの(都市の低炭素化の促進に関する法律第12条に規定する認定集約都市開発事業計画(当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。以下この号及び次項第4号において同じ。)の区域内において施行される事業にあつては、当該認定集約都市開発事業計画に係る同法第9条第1項に規定する集約都市開発事業であつて社会資本整備総合交付金(予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう。)の交付を受けて行われるもの(イ及びロにおいて「集約都市開発事業」という。)に限る。)であること。 イ 当該集約都市開発事業の施行される土地の区域(以下この項において「施行地区」という。)の面積が2,000平方メートル以上であること。 ロ 当該集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項に規定する特定公共施設の整備がされること。 (2) その事業の施行地区の面積が1,000平方メートル以上であること。 (3) その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号イに掲げる施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地が確保されていること。 イ 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区又は同条第4項に規定する開発整備促進区 同条第2項第1号イに掲げる施設又は同条第5項第1号に規定する施設 ロ 都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する地区防災施設又は同項第2号に規定する地区施設 ハ 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第2項第1号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第3項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条	

第4項第1号に規定する施設)			
(4) その事業の施行地区内の土地の利用の共同化に寄与するものとして財務省令で定める要件			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日